

台湾税務および投資法令アップデート

2018年5月

所得税法

外国営利事業者による台湾での貨物輸入、貯蔵、加工、販売および輸送等取引に係る所得税課税に関する新規定

外国の貨物主による台湾の港または空港施設、物流または加工サービスの利用意欲を高め、有利な租税環境を構築するため、財政部は2018年4月17日に台財税第10600664060号通達を公布し、簡素化した計算式で台湾源泉所得を計算し課税が可能となることを明文規定し、かつ適用対象は産業または経済特区に限定しないこととしました。以下に表を用いて説明をします。

一、台湾源泉所得の計算方法

外国営利事業		
台湾での取引	台湾源泉所得の計算方法	
・ 輸入	事実に基づき計算	実際の所得×実際の利益への貢献度
・ 貯蔵		
・ 加工	簡素化した計算方法に基づき試算	実際の収入×同業利益率×実際の「利益への貢献度」
・ 販売		実際の収入×同業利益率×「利益への貢献度」の推計【3%（または3%+X%）】
・ 運送		

二、外国営利事業者が台湾で従事する取引形態および利益への貢献度

取引形態		外国営利事業の「台湾」で従事する取引形態					利益への貢献度
台湾外で自社製造	台湾外で調達	輸入	貯蔵	加工	販売	運送	
○		○	○		貨物が台湾にある時に販売を完結する(販売活動の実施場所を問わず) 台湾外で販売活動を実施し、かつ販売を完結する	台湾内外の顧客	3% (物流)
	○	○	○				
○		○	○	○	貨物が台湾にある時に販売を完結する(販売活動の実施場所を問わず) 台湾外で販売活動を実施し、かつ販売を完結する	台湾内外の顧客	3%+X% (物流+加工) (ただし、合計100%以内)
	○	○	○	○			

三、台湾での製造加工による利益への貢献度の計算

$$X\% = \frac{\text{台湾での製造加工関連原価と費用(A)}}{\text{台湾での関連原価と費用(B)+台湾外での関連原価と費用(C)}}$$

計算式	機能	原価・費用の内容
分子	製造加工用の貨物の調達	購買スタッフの給与および販売管理費(原料・補助材料/半製品の原価を除く)
	製造	台湾での製造加工費
	台湾での販売(形態2)	販売スタッフの給与および販売管理費
分母	B 台湾での関連原価	<ul style="list-style-type: none"> 輸入/貯蔵/製造加工関連原価および費用 台湾での原料・補助材料(半製品)の原価 運送原価および費用
	C 台湾外での関連原価	<ul style="list-style-type: none"> 台湾外で自社製造または調達した貨物の原価【輸入手続済み価格】 台湾外で調達した製造加工用の原料・補助材料/半製品の原価【輸入手続済み価格】

PwC台湾の見解：

- 外国営利事業が台湾外で自社製造または調達した貨物について、台湾に輸入、または貯蔵、製造加工、販売に従事した後、台湾内外の顧客に運送した場合による台湾源泉所得の計算について、明確で簡素化された規定が定められました。この新しい通達と従来の通達規定との違いにより、台湾で従事する営業活動の総利益に対する貢献度が相対的に小さい外国貨物主は、税額を合理的に軽減できると考えられます。
 - 外国営利事業者が台湾で従事する取引形態1および3による利益への貢献度が12%から3%に引き下げられた。
 - 製造加工による利益への貢献度の計算式の分子から、「台湾での原料・補助材料/半製品の調達原価」が除かれた。
- 外国営利事業の自社製造した貨物ではなく、(売買により)調達した貨物を台湾に輸入し、台湾で販売活動を行い販売を完結させた場合は、台湾での営業活動による貢献度が大きいため、上記の計算式を適用しません。
- 従来の確定申告において利益への貢献度12%で申告し、まだ確定されていない案件について、税金徴収法第1条の第1項に基づき、利益の貢献度3%への更生および適用の可能性、所得額の再計算および還付申請の可能性についてレビューすることが望まれます。
- なお、新しい解釈通達によれば、外国営利事業者の貨物が台湾にある時に販売を完結さ

せた場合は、その販売先が台湾内外を問わず、いずれも台湾源泉所得に該当するため、法人税が課せられます。外国営利事業が法人税の免除を適用するには以下のような方法が考えられます。

1. 輸入前にすでに販売が完了し、台湾での活動は単なる転送であることを立証できれば、法人税が免除される。
2. 自由貿易港区設置管理条例第 29 条および国際空港園區發展条例第 35 条の租税優遇措置の適用を申請する。
3. 租税協定に基づき、事業所得の免税適用を申請する。

2017年11月22日に施行された改正後の産業創新条例を適用し、2017年11月24日から2017年12月31日までに支給された従業員報酬は、2018年5月15日までに主務機関に届け出なければならない

- 一、産業創新条例改正案が 2017 年 11 月 22 日に公布され施行される前の課税繰延を適用する従業員報酬は、支給された日の翌年の 1 月末までに主務機関に届け出るとともに、税務徴収機関にも副本を送付する必要があります。ただし、2017 年 11 月 24 日から 2017 年 12 月 31 日までに支給され改正後の産業創新条例の課税繰延規定を適用する従業員報酬の場合は、經濟部が 2018 年 4 月 23 日に公布した産業創新条例施行細則に基づき、2018 年 5 月 15 日までに規定により届け出なければなりません。また、当該期間中に支給され、(1)まだ行使されていない従業員ストックオプション、または(2)譲渡制限条項が付されている場合は、従業員が権利を行使した日もしくは株式処分が可能となった日の翌年度の 1 月末までに再度届け出なければなりません。
- 二、なお、2017 年 11 月 22 日に施行された改正後の産業創新条例の課税繰延規定を適用する「知的財産を対価として交付される株式」がある場合は、株式が交付された日の翌日から 2 か月以内または 2018 年 5 月 15 日までに、主務機関に認定申請を行う必要があります。
- 三、産業創新条例の所得税課税繰延に関する適用規定が 2018 年 4 月 27 日に正式に公布されており、經濟部工業局のホームページには上記一および二に関する申請書が更新されていますので、規定に基づき期限内に手続きを行うよう留意する必要があります。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
http://www.pwc.tw/ja.html			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.